

1. 国司 2. 郡司 3. 里長 4. 防人

1. 班田収授の法 2. 公地公民の制 3. 三世一身の法 4. 租・庸・調の制

1. 桓武天皇 2. 足利義滿 3. 聖武天皇 4. 後白河天皇

1. 雜徭 2. 調 3. 庸 4. 租

1. 日本独自のガラス製造技術が極めて高く、古代から西方へ輸出されていたため

1. 地方の特産品を都まで直接運んで納めるもので、その運搬にかかる費用や食料は民衆の自己負担であった。
2. 都での労役の代わりに布を納めるもので、都までの運搬費用は国が負担した。
3. 年間で60日を限度として、地方の国司の命令により土木工事などの労働に従事した。
4. 口分田の収穫から約3%の稲を納めるもので、主に地方の役所の倉庫に保管された。

1. 各地の関所で通行料を徴収し、その記録を木札にまとめて保管していたこと	2. 紙が普及していなかったため、農民たちが日々の家計簿を木に記していたこと	3. 地方の農民が土地の有力者に対して、収穫した米を年貢として納めていたこと	4. 律令国家が全国的な徴税体系を整え、地方の特産物を都に集約させていたこと
---------------------------------------	--	--	--

1. 聖武天皇とともに仏教を厚く信仰した光明子の影響もあり、国分寺・国分尼寺の建立が進められた。
2. 藤原氏が摂政・関白として実権を握る中で、浄土信仰に基づき阿弥陀堂建築が全国に広まった。
3. 藤原道長が権勢を誇った時代に、唐風の文化から脱却したかな文字による文学が発達した。
4. 聖徳太子が推古天皇を助けて政治を行い、法隆寺などの優れた建築や彫刻が残された。

1. 日本書紀は、各地方の産物や土地の様子を詳しく調査し、税の徴収を効率化するために作られた。
2. 風土記は、全国の優れた和歌を収集することで、貴族の教養を高めることを目的とした。
3. 古事記は、神話や国の成り立ちを記すことで、天皇による統治の由来を明らかにしようとした。
4. 万葉集は、仏教の教えを広めるために、聖武天皇の時代に国ごとに作成が命じられた。

1. ①口分田 ②三世一身の法 2. ①検地 ②墾田永年私財法 3. ①荘園 ②大宝律令 4. ①口分田 ②墾田永年私財法

1. 収穫した稲の3%程度を、地方の役所に貯蔵する仕組みがあったため	2. 地方の特産物を都へ納める「調」という税制が定められていたため	3. 地方の役所で働く代わりに、10日間の労働を都で行う義務があったため	4. 防人として九州へ派遣される兵士が、食料として持参したため
------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

1. 雜徭 2. 調 3. 租 4. 庸

1. 太閤検地が実施されたことで、土地の所有者が確定し、年貢を納める責任者が明確になった。
2. 班田収授の法が制定されたことで、農民に口分田が与えられるようになり、公地公民の原則が確立された。
3. 三世一身の法が制定されたことで、三代にわたる土地の私有が認められ、農民の開墾意欲が永続的に維持されるようになった。
4. 墾田永年私財法が制定されたことで、貴族や寺院による大規模な土地の私有が進み、荘園が広がるきっかけとなった。